平成２７年（フ）第１４号
長野県松本市埋橋１丁目９番14―1002号
ヴァルトーゼ松本
債務者　池田　洋子
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
長野地方裁判所松本支部
平成２７年（フ）第３７号
長野県松本市大字里山辺163番地10
債務者　宮﨑のり子
1　決定年月日時　平成27年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
長野地方裁判所松本支部
平成２６年（フ）第２１５３号
名古屋市中川区江松２丁目1205番地　サティスフェール203号
債務者　**菅**野　靖志
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２７年（フ）第１８３号
愛知県春日井市柏井町５丁目93番地　シャトー柏井102号
債務者　三浦　順子
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２７年（フ）第１６号
福岡県嘉麻市牛隈1292番地20、前住所福岡県嘉麻市山野316番地１　セゾン山野１号
債務者　大里由美子
1　決定年月日時　平成27年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部
平成２７年（フ）第１８号
福岡県飯塚市佐與1429番地　市営石丸団地住宅340号
債務者　縄田久美子
1　決定年月日時　平成27年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部
平成２７年（フ）第５７号
大分市原新町９番11号　県営住宅１Ａ―18
債務者　坂井　佳代
1　決定年月日時　平成27年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２７年（フ）第５８号
大分市原新町９番11号　県営住宅１Ａ―18
債務者　坂井　明子
1　決定年月日時　平成27年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２７年（フ）第７４号
大分県由布市湯布院町川南110番地27
債務者　末**廣**　和枝
1　決定年月日時　平成27年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２７年（フ）第１１号
山口県周南市城ヶ丘３丁目10番６―208号
周南第４住宅
債務者　新坂　順子
1　決定年月日時　平成27年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
山口地方裁判所周南支部
平成２７年（フ）第５８号
神奈川県伊勢原市日向293番地
債務者　三井　　篤
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２６年（フ）第１９８０号
名古屋市中区栄５丁目８番36号　栄ファイブマンション603号
債務者　梅山　一久
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２７年（フ）第２２２号
名古屋市熱田区一番２丁目30番15号　野村ビル202号
債務者　山田　功治
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２７年（フ）第２１号
沖縄県浦添市字港川342番地　シャトレ港川303
債務者　阿部はるみ（旧姓山城）
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部
平成２７年（フ）第８８号
神奈川県小田原市扇町２丁目23番12号
債務者　神田　皎瑰
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２６年（フ）第２０８９号
名古屋市昭和区御器所２丁目５番25号　岡方
債務者　長谷川アサ子
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２７年（フ）第９３号
熊本県宇土市宮庄町388番地１
債務者　宮原　政美
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２７年（フ）第９４号
熊本県宇土市宮庄町388番地１
債務者　宮原　明美
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係